

天下和順日月清明 風雨以時災厲不起

國子之恩

國豐民安兵戈無用 崇德興仁務修禮讓

國王の恩はしがれ

茲にわきがおきして講述したる所の經文は、佛說大乘本生心地觀經報恩品の中にある一節にて、もと漢譯なるものな、誰れにも読みやすきやうにして。そのまゝのべりまにし、本文の意味を講するの外よ、往々時事に感じたる意見をも併せ述べたるものなれば。純粹の講義録として見るべきほどのものふもあらず、また通常の談話筆記にもあらず、たゞ信を經文より取らしめむがために、佛說を標準として、通俗的に國王の恩を知らしめたるまでのことなり、もさより文字學才ある人のために書き記したるにはあらず、僅りよ、ふを便りとして読み得るほどの人々までよ。天子様のあり、たま御恩を知らしめ、御奉公の心を厚からしめて、いよいよ國の基を固め民の力を強むるやうにせばやこの忠心より書きつづりたるものなれば、識者の笑を招く所もあらむかなれども、そは耳を掩ひ面を隠して忍ひむとする所なり、時に神武天皇即位紀元、二千五百五十四年、釋迦覺皇降誕紀元、二千九百二十一年、明治廿七年、戰勝の十二月一日、東都愛宕山下の御宮にあつて、天皇陛下の萬々歳を祝し奉りつゝこれを淨書す

國王の恩

大日本帝國圖書局印　田道見講述



恩といふはメグミと申すことにて、お互人間が生れて來るより死ぬるまでには、色々様々の恵みを受けなくてはならぬものでありますか、お釋迦様の仰せに於けるものは父母の恵みと、衆生の恵みと、國王の恵みと、ソシテ又恩と申すので、すべての恩はこの四つに攝るのであります、も續けて讀ませます。

居候ながら、此の恩は國の一大事が眼の前にあらはれて、恐れ多きことながら、天子様を御心配するに御心配あらせらるゝの折柄なるがゆゑ、國民たる者は何を捨て置ても、まづ天恩の有り難き御恵みのはせを承知して君の爲め國の爲めにあ

らん限りの力を盡さなくてはなりませぬから、國王の恩だけを講釋する事に致しました、併し日本國民たる者は一人として天子様の御恩を忘れた人はあるまいけれど、佛教信者としてはどの様に御恩の有り難さを知てよいか、た釋迦様はどの様に御恩の法ををお説きなされたかをお知らせ申すは、誠に今日の肝腎要めてあるかと存じます、さてお釋迦様がお説きなされた國王の恩は娑婆三千界の人へお示しなされたので、何れの國の人王へも通する様に出来て居るのでありますから、今私がそれを講釋する所に、何處から何處までも我國の天王へ通する様にね話をする積であります、殊に我日本臣民の報謝すべく御恩は、我日本天皇より外には御座いません殊に又我々臣民が喜ばねばならぬといふは、天地開闢以來萬國の中にも二つとない御血統にまします一系聯綿たる聖天子の御代に在る事てありますから、世界萬國の人にも率先して、忠君愛國の精神を勵ますなくてはなりませぬ、外國の如きは優勝劣敗とて強き者が弱き者を降参させて、その國王となるの習ひなれども我國の如きは萬世一系天壤無窮とて、天照大神の御子孫でなくては千代に八千代に天子様の御位を踰むことはならぬといふの撻があるのて、それをば國の始まつてより今日に至るまで、御代々の天子様がお守り遊はさせ給ふのてありますから、溯つて皇祖皇宗の神靈に事へたてまつれば、それがその儘歴代天皇への忠になり、降つて今上天皇へ忠良なるときは、復た溯つて御代々の天皇へも大忠となるのて、古今一轍君民一致の忠を盡さることは、世界廣しどりとも、日本臣民より外にはありませぬ他の國では一君一代に忠を盡せば盡すまでのことにて日本の如き忠孝仁義の盛に行はるる國は一つもありませぬ、ソコで忠臣義士の澤山にあらはれたるは日本に追付國はありませぬ、近來は隨分西洋好の人もありて我國の成立や我國體の大切なることを忘れて、一にも西洋一にも西洋といふ様に眼が向ふの事物に眞て、日本魂といへる精神の飛抜た様な人へ多くある世の中となりたるからには、別してよく日本固有の精神を振ひ起して、日本天皇の最も有り難き御恩みを蒙ひり居ることを忘れざる様に致さなくてはなりませぬ、併し斯様に申したからとて西洋の文明を嫌ふのてはありませぬ、我國體と日本魂とに傷の附ぬ限りは成るべくそれを輸入するが宜

しけれども、彼の耶蘇教などに心酔して、日本固有の精神を摺換る様なことは、私が最も國の爲めに憂ふる所であります。耶蘇教主義から申せは、恐れ多きことなれど、日本の天皇陛下が神の御子孫であらせらるゝといふ様な觀念は微塵ばかりもなく、たゞ世界一般の國王と同じ事の様にしか思はれんのでありますから、耶蘇教信徒の内より數々不敬事件をも演するので、續し不敬事件とまでに行かなくても、その腦中には天帝より外に崇拜すべき神も佛もありはせぬと思ふて居るのです、ヒヤに依て耶蘇教などを信する者は、おのつと天子様の御威光と御聖徳とを輕しめ奉る様に成て來ねばならぬ道理が、そのバイブルにわらはれて居るのですけれども、佛教の中には左様なことがないのですから、御代々の天子様に於せられてあるよく佛法を尊信遊ばさせられて國家を鎮護するの基となされたのであります、そも佛教が我國へ初めて渡りましたのは、人皇三十代欽明天皇の十三年十月の事にて、その之を最も隆にお弘めなされたのは聖德太子てあります、それより以來代々の天子様が御歸依遊ばせられたので、中にも天智天皇聖武天皇桓武天皇宇多天皇後宇多天

皇様方の御信仰は實に畏れ入り奉るほどの事であります、或は國々へ國分寺をお建てになり、或は多くの勅願寺をお建てになり、或は多くの佛像、經、卷を御造りになり又は御書寫になり、或は多くの山林田畠七珍萬寶を佛門へ御寄附になり、或は多くの高僧を禁中に召させられて、說法講經讀誦祈福などを爲さしめられた事もあり、何にから何にまでも大抵はみな天子様の御發起御勅詔によりて、日本の佛教は非常の發達を致したのであります、シコテ佛教が千四百年の長い間、日本の御政道を保護した事も廣大であります、佛教が天子様の御保護に預りたる事も亦莫大なものであります、今日に至りても尙ほ此の如く佛教の盛なるは、みな天子様が御保護遊ばさせ玉ふからの事であります、天子様の御保護がなければ佛教は潰れて化舞るも、みな天子様のお蔭てあります、天子様の御保護がなければ佛教は潰れて化舞ります、斯様な譯であるから、今日の佛教は實に日本の佛教で、印度や支那の佛教ではありません、日本の佛教は何處々々までも日本的に變化して居るから、その種因はありませぬ、日本の佛教は何處々々までも日本的に變化して居るから、その種因は印度より支那三韓を経て渡り來れるものなれども、今日では全く日本佛教と成て

居るのであれば、今心地觀經に國王恩とあるのは、他國の事ではなく、徹頭徹尾我が日本の國王恩であると御承知を戴かねばならぬ、又野生が辨するのも他國の事は言はず、日本代々の天子様より、今上皇帝の御恩に説き及ばず積りてあります餘り前口上が長くなりましたが、扱て是よりお釋迦様の説き残された御經文の正説によりて、あらへとその御趣意をれ話致しませう、その正説とは

善男子國王の恩とハ福德最勝として人間に生すと雖も自在を得るが故ニ三十三天の諸の天子等恒に其力を與て護持するが故ニ其國界よ於ける山河大地大海の際を盡して國王に属す一人の福德ハ一切衆生の福に勝れ過るが故ニ

と説き始めなされたのであります、茲に福德とあります、福と徳とは自から別なるものにて、福といふは有形に屬するもの、徳といふは無形に屬するものゝ様に思はれます、故に福祿とも道徳とも申すので、その身に属するものは福祿、その心に属するものは道徳であります、人たるものは必ず福祿の財産と、道徳の光明がなくては人の頭領にはならませぬ、扱て同じ人間の中にも福德の勝れたる者と劣れたる者との別あるは何故てありませうか、それは即ちその種因を時と時ざるとに分るのであります、その種因を何であるかといふことは後に申し述べますが、何に致せ種因の多少によりて、道徳の稟質がそれくに違ふて來るので、此事を委しくするには、佛説の三世因果善惡業報の理によりて判断しなければ分らぬ事であります、其事を今一々茲に論じ明すの餘地はなけれど、兎に角一天萬乘の大君にお生れ遊ばさせらるゝには、必ず前の世に於てそれほどの廣大なる善き御種因を時せ給ひたるからの事であります、さるからにその福祿に於せられても、徳光に於せられても何一として御不自由もなければ御不足もありませぬ、帝室の御財産と人民の財産との別はある様なれども、その實日本一國の財産はみな天子様の御物であります、譬へは一家の内に於て主人の物と眷屬の物との別はある様なれども、その實はみな戸主の財産に属するど、同様の事であります、されば實に廣大なる福祿ではありますぬか、又御威徳に於ても福祿と同様の事にて四千萬の人民がみな頭べを垂れて、

都ての御命令に畏服し奉るのであります。譬へば一家の眷属が主人の威徳に服しその命令に従ふのと同様の事であります。扱て恐れ憚る事なれど、天子様も我々人民も同じ人間にて、その姿に變らせられたる事はなけれども、その變らせられたるものは實に福德であります、その福德に於て自由自在を得させ玉ふが故に、人間に生れさせ給へども、四千萬の人民に越えたる最勝最上の福德にましますのみならず、建国以來今日に至るまで一系聯綿たる皇統を續せ給ひて、外國の侮りをも受けさせ給はす、代々の天子様が神聖にましまして、億兆の人民を撫育し給ふ御恩みは、實に萬國に二つとなき御恩みてはありませぬか、是れみな代々の天子様が文武叡聖にましますが故てあります。若し左もなければ隣國よりの侮りを受け、或は國內に侵入せられて、國家の秩序を攪乱さるゝ事がないとは申されませぬ、古來或は隣國より我國を奪はんが爲に兵を差向けたる事もありましたけれど、聖徳の廣大なるが爲に神明佛陀も此國を御守護なされたので、遂に一度も我國境に足踏をも致した事はありませんが故であります。

殊に今度の如き彼の隣國より、我が皇帝陛下に對して傲慢無禮の暴言を放ちたるが爲め、陛下に於せられては、我々四千萬の人民に代りて赫怒わらせられ、遂に戰宣の詔勅を下し給ひ、且つ恐れ多き事なれど大蟲を廣島へ進めさせられて、親しく戦況を御視察わらせらるゝが如き、我等人民に取りては誠に感泣の至では御座います。なんか、その御聖徳に神明佛陀も御感わらせられたるが故に、又日本人民も忠勇義烈の精神を以て陛下の御爲に命を的にかけて進軍したるが故に、連戦連勝の大名譽を宇内に擧るに至りたるも、みな我が天皇陛下の御恩といふものであります。若し陛下にその御徳が薄くあらせらるゝならば、決して我が日本の國光を海外に輝かす事は出來ませぬ、じやに依て日本臣民が蒙むる所の御恩みは、實に山よりも高く海よりも深いのであります、その御恩みといふは最勝の福德を億兆の人民に施し遊ばせらるゝのであります、シコテ三十三天の諸天子とは、欲界の第二天なる忉利天即ち帝釋天王の御所轄にて、世界の善惡をお調べなされる天部の神々であります、等の字があるからに三十三天ばかりではなく、欲界の第一天なる四天王及びその眷属ま

でも、殘らすこの中へ攝めてあります、是等の諸天善神が恒にその力を人王に與へられて、常に其御身を護り、恒に其帝位を持ち、常に其國界を衛護し、恒に其福德を任持し給ふが故に、天地と窮ならく國家の安寧を致すぞとの佛意てあります、ソコで國といふものは山河大地の面積ある地所の事ではなく、天子様に因縁厚き人民が集まりて、その住居をなせる大同分の事を申すので、其中の一番福德に勝れた人が、自つと國王の家に誕生なさるゝのてす、福德といふものは實に貴きものにて、その大同分なる國家に於ける、山河大地大海の邊までも、盡くみな王土にして天子様の御所有に屬するのでありますから、上み御一人の福德は、一切衆生即ち四千萬人の福德に勝れてお在りなさるのであります、じやに依て我等臣民たるもののが安全にその業に就て居らるゝのは、みな陛下の御恩なりといふ事を、寝ても寤ても忘れては相成りませぬ、然かのみならず、

是の大聖王へ正法を以て化して能く衆生をして悉く皆安樂ならしむ譬へば世間一切の堂殿の柱を根本とするが如く人民の豐樂の王

を根本とす王に依りて有るが故に

なるほど廣き世界の中に神聖ならぬ、凡庸なる國王がないとは申されませぬ、彼の桀紂幽厲の如き惡王も外國には澤山でありますけれども我國に於ては昔より左様な天子様は御一人もありませぬ、みな悉く大聖王にましますので、神武天皇以來彼れ外國の如き、人民が國王の爲に塗炭の苦みを受たる事は一度もないのて、誠に日本の人民ほど幸福の人民はありませぬ、何れの世何れの天子様もみな大聖王にましますが故に、真正ある王法の御政脉を設けさせ、且つ御政道の助けとして真正なる宗教をも御撰定遊ばせられ、種々の學問藝能をも輸入して人民の智德を進められ、國を富し兵を強くし、以て人民の安樂を計り給ふの御仁惠は、實に廣大無邊の事であります、如何に人民が彼是と思案を致した所て、天子様の御思召に叶はぬ時は、何に一つとして勝手氣儘な事は出來ませぬ、國の斯く發達して文明に趣きたるも、其本はみな天子様の御聖慮に出てたる事にて、國民の了簡から成たのてはありませぬ、それを譬へて世の中の殿堂家屋は壁や障子が如何に立派なればとて、その

實は柱が根本となりてその美麗を爲し居る様なもので、人民の豊かにして安樂に暮し居るのは、そも國の根本基礎たる天子様が、凜と確立して御出なさるからのことあります○仰きみる扇の風の吹き来るに本に要めのあるとこそ知れ』今亦更に譬へを舉て國王の恵みを明そなならばとて次の御文に

亦梵王の能く萬物を生するが如く聖王ハ能く治國の法を生じて衆生を利するが故に

梵王といふのは三界の中なる色界に十八種の天界があるその中に初禪天の中に属する第三の大梵天といふの天王を申すのである、是は天竺の梵天外道といへる一派の宗教がありて、其等の人の思ふて居るには、この世界萬物をばこの梵王が生するので、この梵王は實に世界の主であると信じて居るには、この世界萬物をばこの梵王が生するので、この世界萬物は天主即ち天帝のゴッドが一りて造つたのであると信じて居ると同様であります、されども其實は決して左様な譯ではなけれど、釋迦如來が出世なされたその當時は、社會一般の人情が梵天の説に傾き居るゆゑ、能く分る様にとてそ

れを一寸譬へに取られた事にて、お釋迦様の精神は決して其處にはありませぬ、お釋迦様の精神は三界唯心萬法唯識といふのであるから、梵天や天主の所造は決して許しませぬ、文句の爲に惑ふ人が有てはならぬから一寸注意を致して置ます一寸早分りに申せば梵王の萬物を生み出す様なもので、この大聖王は國を治むる善き法則を設けて、億兆の人民に御仁政を施し下さるのであります、亦も譬て申せば日天子の能く世間を照すが如く聖王も亦能く天下の人を觀察して安樂とするか故に

彼の日輪即ち太陽が一天四海をば少しも偏頗なく照し輝く様に、允文允武なる聖天子は、よく慈悲の眼を開かせ給ひて、天下億兆の人民を觀察せられ、功ある者をば之を賞し、罪ある者をば之と罰し給ふて、良民に安樂を與へて下さるのであるから四分板一枚の中に安臥して居らるゝので、亦よく人民の生命財産を保護して下さるのであります、その罪人を罰し玉ふも其人を惡み玉ふのではなく、慈悲の眼に涙を渡してその罪を懲さしめ玉ふまでの事にて、其實は○慈悲の眼に惡しと思ふものは

なし罪ある身こそなほ憐れなれ』との御思召であります、それが聖天子の大御心て
ある。然るに

王正治を失へば人依る所なし若し正化を以てすれば八大の恐怖其國に入らず謂ゆる他國の侵逼と自界の叛逆と惡鬼の疾病と國土の飢饉と非時の風雨と過時の風雨と日月の薄蝕と星宿の變怪となり人王正化をもつて人民を利益すれば是の如きの八難侵すこと能ひざるが故に

國民たる者は壁や障子の様なものにて、その依り所とする柱や礎が狂ふた時には安堵することは出來ませぬ彼れ印度の如きエジフトの如き、將た支那朝鮮の如きみなその國王が真正なる政治を失ふたから、その人民が塗炭の苦みをするのであります、然るにその王者が真正なる感化をその國民に及ぼす時にはすべての災難と除て諸の幸福を増進するぞよとの事てあります、その災難の恐るべきものが八通りあります、それは今之本文にある如く、一には他國の侵逼とて、今之清國の如く四方八

方より非常の難題を申し込んだり、或は掠奪せられたりすること、二には自界的に逆とて、東學黨や虛無黨の如き不平の内乱が起りて、多くの人命と死傷し、多くの金錢を費して國の衰亡を來す様なこと、三には惡鬼の疾病とて、虎列刺病の如き黒死病の如き種々様々の流行病にて多くの人民が苦しめらるゝこと、四には國土の飢饉とて、是は文字の如く五穀の菓實を生せずして食物に不自由をなすこと、五には非時の風雨とて二百十日の如き、大切の時に暴風雨のあること、六には過時の風雨とて、入用の時には雨風がなくて、入らざる時には滅多無證に、暴風で家屋樹木を吹き飛ばかしたり、暴雨で大洪水となり、多くの田地を流し或は人家を流す等の如き餘計なる風雨のこと、七には日月の薄蝕とて、日蝕月蝕の度々あること、八には星宿の變怪とて常星などの天に出ることです、この八大恐怖が國中に顯はるゝは國王の政治が正しからずして、人心の乱るゝからのこと、之に反して天下は和順し日月は清く明かに、風雨は時を以てし、災厲は起らす、國は豊かに民は安くして、兵戈を用ふることなく、德を崇め仁を興し、務めて禮讓を修むる様になるのは、國

王の政治が正しくして、人心の静まるからの事であります。それで立正安國王法爲本の宗旨も開け、鎮護國家寶祚長久を祈るの寺院も建立せられた譯であります。ソコで我日本の如きは建國以來聖賢臣高僧碩德學者士君子が續々出世せられて、正法を盛大になされたゆゑ、此の如く國體の精華を萬國に誇る事が出来るのであります。その根本はといへば即ち大聖王聖天子の御蔭といふものであります。ソコで又譬へば長者の唯一子あるよ愛念比ひなく憐愍して常々安樂を與へ晝夜に捨ざるが如し國の大聖王も亦復是の如く等しく群生に示すに一子より同ずるが如く擁護の心晝夜に捨ることなし

この段は別に講釋するまでもなく、文意がハツキリとしてよく分つて居る様です、先づ早い所が 天皇、皇后兩陛下は國父國母であらせらるゝのて、億兆の人民は忝なくもその愛子てあります。ソコで兩陛下には億兆の人民を一子の如くに愛念し憐愍あらせられて、ソリヤ學問をせよ道徳を磨けよ、外人に後れを取てはならぬぞ、外人より辱しめられてはならぬぞと日々夜々に宸念を勞させられ、開戦の時に

は時々優渥なる御詔勅と賜はり、ソリヤ恤兵の御慰勞、ソリヤ震災に御救恤、火災風災水災等、國事に民事に何にから何にまで御配慮あらせられて、日に月に唯々國豊かに民安かれとのみ思召させらるゝ御恵みの有り難きことは、中々言語筆紙の及ぶ所ではありませぬ、是ぞ佛教に謂ゆる眞の活菩薩であります。それじやから是の如くにして人王十善を修せしむるを福德の王と名く若し修せしめざるを非福の主と名く

謂ゆる十善とは身に三つ口に四つ意に三つとの善業ですが、それはどの様な事であるかといふに、一には慈悲不殺生、二には高行不偷盜、三には淨潔不邪淫（以上は身三）四には正直不妄語、五には尊尙不綰語、六には交友不兩舌、七には柔順不惡口（以上は口四）八には足知不貪欲、九には忍辱不瞋恚、十には正智不邪見（以上は意三）此義を明かに知りたき人は、慈雲尊者の示されたる十善法話一冊を熟讀なさるゝが宜う御座います。前に正治と有たのもこの十善を出でませぬ、正法と有たのも矢張十善を出でませぬ、この十善はれ釋迦様が始めてお説きなされたのではな

く、天地固有の正道でありますから、何れの世何れの世界にてもこの十善を離れて道の道とすべきはありませぬ、古今を推し文野に通じて、道の道とすべきは唯この十善であります、過去世に於て之を全うに行ふたる人は現出に於て聖王賢臣とならせらるゝのであるから、昔より十善の御位と申したのであります、ソコテ國內の人民にこの十善を修め行はしめるゝの天子をば福徳の王と名け、然らざる國王をは非福の主と申すまでの事じやと仰せられたのであります、その譯は

所以は如何若し王の國內に一人善を修せんよその作す所の福は皆七分と爲し造善の人ハその五分を得て彼の國王よ於ては常に二分を獲る善、王に因りて修すれば福利を同ふするが故に十惡業造るも亦復是の如し其事を同うするが故よ一切の國內田地園林に生する所の物を七分と爲すこと亦復是の如し

この御文句もよく分つて居る様です、譬へは茲に子を持たる親があると假定して御覽なされ、その子が善き事をするも惡じき事をするも、七分にして二分位は屹度をする所の物を七分と爲すこと亦復是の如し

の親の身にかゝつて来る様なもの、天子様は國民の父母なるが故に、その國民たる者が善となせば天子様の譽れになるし、惡となせば天子様の罪人となる、是も日本國內にありてする事は左のみ分らねど、若や外國に至りてその惡をなし善をなす事あらば、著しく其事が分る、使命内國にしても若や外人に對して不都合てもありたる時には、決して其人だけの責めてはなく、必ずそれは天子様の御迷惑になるのであります、されば十善業をなすのも、十惡業をなすのも、詰る所はみな天子様の御責任に歸するのでありますから、日本國民たるものはよく心得置ねはなりませぬ、普天の下はみな王土でありますから、田地山林等より生ず所の物は悉く御年貢又は税金等を怠らぬ様國法民法の通りに御上納と致さなくてはなりませぬ

若し人王有りて正見を成就し法の如くに世を化するを名けて天王、とす天の善法を以て世間を化するが故よ諸天善神及び護世の王常より來り加護して王宮を守るが故に人間に處すと雖も天業を修業して賞罰の心偏黨なきが故よ一切聖王の法は皆是の如し

茲に法の如くとありますのは王法の事にて、王法の大脉は十善てあります最も佛は別に王法の事を町寧に説せられたる御經文が澤山にありますけれども、結局の所は十善に纏まるのです。扱て人王てあらせらるゝのを天王と申し上げ、人子てあらせらるゝのを天子と申し上るは如何なる譯てありませう、是は金光明經王法正論品の中に申してあるには、人王となる人は諸天善神が共に加護なされて母の胎内へ入らしめ、母の胎内に在るにも諸天が晝夜に之を守護せられ、且つ生れて人世に在れども尊勝なるが故に天王と名く、諸天の護持に由るが故に亦天子と名くることを得るなりと説れ、又この心地觀經の下巻には、作す所自在なるが故に天王と名け、諸天の擁護すること一子の如くなるが故に天子の名を稱することを得るなりとも説れてあります、之に依て人王と天王と人子と天子との譯を知るが宜う御座います、そして天の善法を以て世間を化するといふのは矢張十善を以て世を感化なされる事です、故に王法の正論治國の要といふは十善の外にありませぬ、諸天の善神とは三十三天の天部、護世の王といふは四天王の事です、是等の天部は人間の眼には見えね

ど、常に形を隠してその王宮を加護せらるゝので、その御身に御病氣災難諸の不吉がないのであります、そして又天業を修行なさるゝのは矢張十善の事にて、五戒は人間の善業なれども、十善は天人の業である、その十善を以て天下の法則となざれ偏黨の心なく十惡の者は罰し、十善を修むる者は賞せらるゝのが聖王の法であります、されども若し王たる人がこの正法に反するの行ひあるときは、諸天善神がその王宮をも、その國土をも守護せられざるが故に、惡魔鬼神がその國土に横行し、その王宮に出入するが故に、皇紀も乱れ國法も弛びて、大臣百官も互に心を異にし非法を行ふ様になるのでありますから、國內の人民は常に不平を懷き、他方よりはその怨敵來りて更に騒乱を起さしむるに至るのです、されども忝なき事には御國に生れ、聖王の治下に安堵する我々人民は、倍々聖恩の優渥なるに感泣致さなくてはなりませぬ故に

是の如き聖主を正法の王と名く是の因縁を以て十德を成就す

我等が聖主たる日本天王ハ誠に有り難き正法を行はせらるゝ所の天子様であるとい

ふことを忘れてはなりません、何れの國の王にてもその聖王たる人は必ず次に述ぶるが如きの十德を成就することなるが、殊に我が大聖王なる大日本の大皇帝陛下には最も勝れたる十德を御成就あらせらるゝ事であります。

一を能照と名く智慧の眼を以て世間を照すが故に

天照太神より以來日本の天皇ほど能照の徳を備へてこの國士に照臨せられたる例は決して他國には之なき事であります、御代々の天子様が何れも暗君とてはあらせられず、何れもみな智慧の眼が明らかにして、一から十まで間然する所なく、よく照されてあります、殊に今上皇帝陛下には格別の御聖徳にましましてこの文明に進歩せしめ給ひしは、誠に我々人民の此上もなき最大の幸福といふものであります。

一を莊嚴と名く大福智を以て國土を莊嚴するが故に

何れの國にても同様の事なれど、其國の王宮市街官舍民家寺院學校道路公園、鐵道橋、梁、山河船舶に至るまでその美觀を致せるは、みな國王の福智に富せらるるから

の事であります、殊に我大日本帝國の如きは豊葦原瑞穂の國とも申し、東海の仙境と智にましますが故であります。

三を與樂と名く大安樂を以て人民に與ふが故に

若し國王なれば人々みな強者勝になりて、一日も安堵する事はならぬと、國王の命令にて天下百般の制度を立て人民の保護をなし下さるればこそ、四民みなその心を安して業に就く事が出来るのであります、若しこの御制度が一日でも御廢止になつたならば、天下は眞黑暗になりて忽ちに百鬼が夜行し、惡魔が暴行してチツトも安心する事はなりませぬ、然るを億兆みな晝は業に就き夜は枕を並へて眠りに就く事の出来るのは、みな天子様の與樂てあります、否な天子様の御恵みてあります、實に大安樂ではありませぬか

四を伏怨と名く一切の怨敵自然に伏するが故に

これは天皇の大威徳を以て陸海軍を置き、又た警視廳を置いて警戒に嚴なるが故に、内外の怨敵がおのづと降伏するの御徳を備へさせ給ふのであります。殊に今度日清事件の如き、大元帥の御資格を以て一言その號令を發せらるゝや、海陸軍は無論一國擧てその命を奉じたるが爲め、彼の怨敵は自然に降伏して連戦連敗の大耻辱を残すに至るが如きは、みなこれ我王師の御威徳によるものであります。

五を離怖と名く能く八難を郤けて恐怖を離れしむるが故に
この八難は前に辨じて置た通りの事にて、大聖王が出世の時には、その御徳にて八大難が起らぬゆゑ、國內の人民がその恐怖を離るゝのであります。

六を住賢と名く諸の賢人を集めて國事を評するが故に
これは國內の賢人明士を政府に召し集めて政治上の御相談をなさるゝのて、天皇の御召なれば如何なるものても辭する事は出來ませぬ、必ずその御召集に應じて御評議に參與致さなくてはなりませぬ、殊に憲法を御發布になり、國會を開設せらるゝに就ては、それ／＼國內の賢明なる士君子は、交る／＼その御召集に應じ、御評議の仲間に加へさせ給ふのであります。

七を法本と名く萬姓の安住は國王に依るが故に

國法民法は勿論凡そ天下にありと有ゆる有形無形の法規法則の根本は皆國王に依りて設けられ、億兆の萬民はこの種々なる法則の嚴立するが爲に、この國土に安住することが出来るのでありますから、之を法本の徳とは申します、若し天子様のお許しがなくては、宗教も學術も經濟も商法も何も彼も行はるゝ事は出來ませぬ、故に天下百般の法則は枝葉の様なもので、天子様は全くその根本であります

八を持世と名く天王の法を以て世間を持つが故に
天王の正法とは十善てありますけれども、是はたゞ根本土臺といふまでの事にて、凡そ國內に行はれて社會の秩序を正らし、一國の風俗慣習等を維持し、日本なれば日本固有の皇基を以て萬世不朽の法則とし、一系聯綿たる血統にましまして此の日本國を維持し給ふの御徳は、天子様御一人の身に備へさせ給ふのてあります

九を業主と名く善惡の諸業は國玉に屬するが故に

これは前にも辨じたるが如く、人民が造る所の善惡業に、國王と共にうの禍福利害を同うするのであります。故に惡業を造りて政府の御厄介にならぬ様、陛下忠良の人民は自分に犯さるゝは無論、人をしても惡を造らしめざる様に心懸ねばなりませぬ、天下の有ゆる官獄は皆天子様の御厄介になる人民計りであります。實に業主と申す事は恐れ入る次第なれども、皆な御一人の御責任となさるので誠に勿躊なき事であります。

十を人主と名く一切の人民は王を主とするが故に

これは早や申すまでもなく、我四千万の同胞はみな天子様の臣民にして、天子様はその御主でありますから、億兆の人民はみな杖とも柱とも神とも佛とも持み上げて居るので、此外に一人も我等の御主人はないのであります。ソコで

一切の國王は先世の福を以て是の如き十種の勝徳を成就す大梵天王及び忉利天常に人王を助けて勝妙の樂を受けしむ諸の羅刹王及び諸神等身を現せずと雖も潛かよ来て王及び眷屬を衛護す

一切の國王とはありますれども、惡王暗主は此内に這入ないので、唯聖王の徳を備へたる明主のみの事であります。先世の福とは殊に勝れたる十善三聚淨戒（第一攝律儀戒、第二攝善法戒、第三攝衆生戒）及び六波羅密（布施持戒忍辱精進禪定智慧）を修行なされたのがこの福報を生じたのであります。ソコで大梵天王忉利天の事は前に申した通りで、是等の諸天善神を始めとし、その眷屬部下なる羅刹王及び諸鬼神に至るまでも、みな大天の命を奉じ潛かにこの人界に下りて、大王及び百僚群卿等を衛護するぞとの佛意であります。されば我が今上陛下及び大臣一百官は無論、歷代天皇の御時にも常に是等の諸天善神が、常に來て衛護なされたから、二千五百五十餘年間見事にこの皇統を御相續なされたのであります。それといふのは矢張天神七代地神五代の御神孫にましますからの事であります

王人民の諸の不善を造るを見て制止すること能ひざれば諸天神等は悉く皆遠離す若し善を修するを見れば歡喜讚歎して盡く皆唱へて我の聖王なりと言ふ

然るにその國王となりてその國民を賞罰するの大權を握り居るにも拘へらず、その天職を等閑にすることあらば、諸天善神は大に之を忿怒してその國を護り玉はす。天に歸りて知らぬ振りをして、その國がどうならうとも決して構ひ玉の様になり若しその國王たる人がその天職を護り、十善を身に修し民にも行はしむるを見れば諸天善神はみな喜びなされ、我等が保護する所の聖王ヒヤとて、親の一子を思ふが如くに護念せらるゝぞとの佛意であります、ソコで金光明最勝王經の王法正論品には左の如き御文句があります。

國人惡業ヲ造ルニ王捨テ禁制セサルハ斯レ正理ニ順スルニ非ス。治擅シテ當ニ法ノ如クスペシ。若シ惡ヲ見テ遮ラサレバ。非法便チ滋長シテ。遂ニ王ノ國內ヲノ奸詐日ニ増シ多カラシム。王國中ノ人ヲ見ルニ惡ヲ造ルモ遮リ止メザレバ。十三天ノ衆咸ク忿怒ノ心ヲ生ス。此ニ因テ國ノ政ヲ損シ。詔爲世間ニ行ハレ他ノ怨敵ニ侵サレテ其國土ヲ破壊セラレ。居家及ビ資具積財皆散失シ。種々ノ詔誕生ノ更ニ相互ニ侵奪ス。正法ニ由リテ王タルコトヲ得レドモ。其法ヲ行ハザレ

國民皆破レ散ルコト。象ノ蓮池ヲ踏ムガ如シ。惡風起ルニ恒ナシ。暴雨非時ニ下リ。妖星變怪多シ。日月蝕シテ光ナク。五穀諸ノ華果苗實皆成ラスシテ國士饑餓ニ遭フハ。王ノ正法ヲ捨ルニ由ル。若シ王正法ヲ捨テ惡法ヲ以テ人ヲ化セハ諸天本宮ニ處シ見已テ憂惱ヲ生ジ。彼ノ諸ノ天王衆共ニ是ノ如キ言ヲ作ス。此王非法ヲ作スニ由リテ惡黨相親附ス。王位久シク安カラス。諸天皆忿恨ス。彼レ忿ヲ懷クニ由ルカ故ニ其國當ニ敗亡スベシ。非法ヲ以テ人ヲ教テ國內ニ流行スレハ鬪諍ノ奸僞多シ。疾疫衆ノ苦ヲ生シ。天主護念セス餘天威ナ捨棄ス。國土當ニ滅亡スベシ。王身苦厄ヲ受ケ父母及ビ妻子兄弟并ニ姉妹。俱ニ愛別離ニ遭ヒ乃至身モ亡歿ス。變怪流星墮チ二日俱時ニ出ツ。他方ノ怨賊來リ國人喪乱ニ遭フ。國ニ重セラル。ノ大臣ハ枉横ノ身死ス。愛スル所ノ象馬等モ亦復皆散失シテ處々ニ兵戈有リ。人多ク非法ニシテ死ス。惡鬼國ニ來入シ疾疫偏ク流行ス。國中ノ最大臣及ビ諸ノ輔相。其心ニ詔僕ヲ懷キ並ニ悉ク非法ヲ行フ。非法ヲ行フ者ヲ見テハ愛敬ヲ生ジ。善法ヲ行フ人ニ於テハ苦楚テ治罰ス。惡人ヲ愛敬シテ善人ヲ

治罰スルニ由ルカ故ニ星宿及ビ風雨皆時ヲ以テ行ハレス……乃至害中ノ極重ナル者ハ國位ヲ失フニ過ルハナシ。皆詔候ノ人ニ因ルナレバ此が爲ニ當ニ治罰スベシ。若シ詔誑ノ人ヲ友トセルモ當ニ國位ヲ失フベシ。斯ニ由リテ王政ヲ損スルヲハ象ノ華園ニ入ルガ如シ……乃至是故ニ應ニ如法ニ惡人ヲ治罰スベシ。善ヲ以テ衆生ヲ化シテ非法ニ順セサレ。寧口身命ヲ捨ルモ非法ノ友ニ隨ハサン。親及非親ニ於テ平等ニ一切ヲ觀ルベシ。若シ正法ノ王ト爲リテ國內ニ偏黨ナケレハ法王ノ名稱有テ普ク三界ノ中ニ聞エン。三十三天ノ衆歡喜シテ此言ヲ作サン。瞻部洲ノ法王彼ハ即チ是レ我子ナリ云々……

此の文句をよく味ふときは、今之本文がハツキリと分つて參ります、且つ今之朝鮮や清國などの有様をも、此の文句に照し合せて見るときは、誠に掌を見るが如くその善惡がハツキリと分ります、又此の文句に照して我が天皇陛下が如何に御聖徳にましますか、如何に國政を執らせらるゝか、如何に聰明睿智にあらせらるゝか、その大臣百官方が如何に嚴正なるか、如何に眞正なる國政が國內に行はれて、そのに有り難き大聖王にましますが故に

國民が如何に善良なるか、天皇陛下に對して如何に義勇奉公なるかを考へなければなりませぬ、されば彼の亂國に比較して彌々益々我が天皇陛下の神聖にまします、御恩澤の有り難きことを、一日片時たりとも忘るゝ事がありてはなりませぬ、斯様に有り難き大聖王にましますが故に

龍天喜悅して甘露の雨を澍ぐ五穀成就して人民豊樂なり若し諸の悪人等よ親近せず普く世間を利して正化よ從へば如意寶珠必ず玉の國に現せん

龍天とは水に於て自在を得たる龍神の事で、御經文の中には八大龍王及び諸の眷属がこの天地間に充滿し居ると申してあります、それ故雨請などをして龍神を祈れば屹度その靈験があります、この龍天も亦大聖王の洪徳に感じて、甘露の如き雨を澍いて五穀を登らしめ、聖王の人民をして衣食豊かに樂しましむる様になります、コテ大聖王たる人は乱臣賊子詔僂惡黨に親み玉ひさるのみか、側へも近付け玉はす賢明正直の大臣宰相を擇びて普く世間を利益し玉ふが故に、何國の果てまでもみな

真正なる御政治の感化を被むり居るからに、年貢稅金官吏奉職兵役從軍の事に至るまで、一人として天子様の御命令に違背する者はありませぬ、然るを心得違の者ありて王命に背くことあらひ、直に國法を以て處分せらるゝまでの事てあります、如意寶珠といふは譬の事で別にその品物が現はるゝといふのてはありませぬ、謂ゆる五穀も登り日月も清く明らかに、風雨は都合のよき時にのみあり、内乱外寇もなく天下太平にして國家安穩になつたのが即ち如意寶珠の現はれたといふものてあります、然かのみならず

王の隣國は咸く來て歸服せん人と非人と稱歎せざるは無けん

この大聖王が始め玉へるその隣國までも咸な來り求めて交際を爲し條約を結て長短互に補ひ、有無相通する様になるのであります、若しそれが大聖王にましまさなければ、その國とて相手にする様な事はあります、偶々相手にするかと思へば軍艦や兵力を以て相向ふまでの事にて、その親密平和なる厚意を表し禮讓を重じ来る様な事はあらませぬ、この大聖王が世に出で玉ふ時には、内外の人民が歸服し稱歎す

るのみではなく、非人とて天地の鬼神までも、みなその帝德に感動するのであります、啻に鬼神のみか神明佛陀に至まても、みなこの帝徳を稱歎なされるのであります、今度の如き一天萬乘の御身を以て、親しく征清の途に就せられ、御不自由を事ともし給はず、懇に軍事を視察わらせられ、早朝より深更に至るまで、我等臣民に代らせられ、大慈悲を以て萬機に御聖慮を勞るせらるゝからには、争て天地の鬼神八百萬神及び佛菩薩の御加護がないと申されませう、マア御覽遊ばせ皇軍の向ふ所は陸に海に連戦連勝の軍功を奏して、日本帝國萬歳陸海軍萬歳を唱ふるが如きは、天皇陛下の御聖徳と國民軍人の義勇奉公心に因るは今更申すまでもなき事なれど、實に人力の及ぶべからざる所に、不思議なる戰功の蹟跡ありたるが如きは是れ全く神明佛陀天地鬼神の助力に由るものなりと信じなくてはなりませひ、然るを思はすしへは皆我が大聖王の御仁徳であると仰ぎ奉らなくてはなりませひ、その根本はどい眞正なる御政治の感化を被むり居るからに、年貢稅金官吏奉職兵役從軍の事に至るまで、一人として天子様の御命令に違背する者はありませぬ、然るを心得違の者ありて王命に背くことあらひ、直に國法を以て處分せらるゝまでの事てあります、如意寶珠といふは譬の事で別にその品物が現はるゝといふのてはありませぬ、謂ゆる五穀も登り日月も清く明らかに、風雨は都合のよき時にのみあり、内乱外寇もなく天下太平にして國家安穩になつたのが即ち如意寶珠の現はれたといふものてあります、然かのみならず

若し悪人ありて王の國內に於て逆心を生ずれば須臾の頃に於て是の如きの人は福自から衰滅し命終して當に地獄の中に墮すべし多生を経歷して備よ諸の苦みを受けん所以ハ者何聖王に於て恩を知らざるより由るが故ニ諸の惡逆を起せり是の如きの報を得るなり罪の大なるは恩と知らざるより大なるはありませぬ、福の大なるは恩を知て徳に報ゆるより大なるはありませぬ、大聖王は天下の人民を一子の如くに憐ませられ、何卒して不良の人民なき様にとて、種々の政治法律宗教道德と布て、常に御聖盧を勞させらるゝとも知らずして、惡逆無道の心を生ずれば、何とてその罰があたらずに居りませうぞや、その罰は未來後生の事ではなく、現在そのまゝ須臾の間に於て、その福德が自から衰減するのであります、その惡逆にも色々あれど、先づ天子様に對して逆心を生じたは至大なる罪はありません、便令直接でなくとも、御真影や太廟に對して不敬の所作を演する外教信徒も多少は我が臣民中にもある様子なれど、佛教を奉する者より考ふれば實に恐れ入らる邪教外道ではあしませぬか、よしや

その所作が身口に現はれなくとも、一念この逆心を生すれば、須臾の頃にその罰があたりて自分の福分が減ずるのであります、況やその身口にあらはれ、人目に觸るゝに至りては、そのまゝ無間地獄で命はありません、されば一念逆心を起したる者は、その所作にあらはれなくとも、命終の後は阿鼻大地獄の中に墮在して無量の苦を受るぞとの佛意であります、その譯は即ち大聖王の御恩恵を忘れたからの事であります、この書を讀む諸君の中には一人たりとも、聖恩の忝なきを知らぬ様な人はあるまいけれど、讀む人の中には眞逆ないとは申されぬから、諸君はよく其等の人々に此の廣大なる御恩を知らせて戴かねばなりません、そして

若し人民ありて能く善心を行じて仁王を敬輔し尊重すること佛の如くせり是の人現世安穩豊樂として願ひ求むる所あらんに心に稱はざることなげん

前段は惡心を生じて大聖王に背く者の惡因惡果をお示に成たのであります、此段は善心を生じて大聖王に順する人の善因善果をお説なされたのであります、仁王と

は廣大仁慈の御心を垂れるせ給ひて、多くの蒼生を憐み德政を施し給ふ所の天王といふ事てありますから、正しく我が聖天子の御事てあると思へは宜う御座います。されば廟堂の君子即ち高位高官の士大夫より、無官無位の町人百姓四夫四婦に至るまで、上下心を一にし行ひを正しくして、何事をするのも一々みな天子様への御奉公であると心得て、その本分を盡せはそれがそのまゝ天子様の御補佐を申し上るのてあります、それじやに由りて今度の如き國の一大事が到來した時なにには、國家の安寧を思はせられて、非常の御心勞あらせらるゝ事ゆゑ、陛下忠良の臣民たる者へ、一日も早く御安堵わらせらるゝ様に、身命財とも捧げ奉りて御輔佐を申し上けなくてはなりませぬ、是の如くにして天子様とは活佛の如くに尊重敬禮するときは、その一個人が此世に於て安穩を得るのみならず、一家一族共に安穩を得て、願ひ求むる所は何事によらずみな心のまゝになるの果報を得らるゝのであります。若し國民殘らすして此の如くにして天子様とは活佛の如くに尊重敬禮する豊かに民安ければ、人々の福分に應じてそれ相應の願ひが稱ふて心のまゝに暮すこと

とが出來ます、若し一朝外國の侮りを受け、外人の支配でも受けなくてはならぬ様に成た日には、外人の奴隸となりて苦めらるゝから、此世に於て安穩を得ることは出來ぬ様になり、何事も從前の如く心のまゝにはならぬ様にならない限りてはありませぬから、日本臣民たる者は何でも彼でも、天子様をば杖とも柱とも神とも佛とも持みすがりて御奉公の心を堅固に致さなくてはなりませぬ
所以ハ者何一切の國王ハ過去の時に於て曾て如來清淨の禁戒を受け常よ人王となりて安穩快樂なればなり是の因縁を以て違順の果報ハ皆響の應するか如し聖王の恩徳廣大なることは是の如し』

この大聖王を佛の如くに尊重し奉れば、何故に安穩快樂を得らるゝのであるか、佛は三界の大導師にして一切世間の眼目であるのに、國王をば何故に佛世尊の如く尊重すべきの徳が備はり居るのであるかといふに、都ての國王と生るゝ人は決して偶然の事てはありませぬ、それだけの原因がなくては、この勝れたる果報は來りませぬ、その原因は何であるかといふに、そは曾て前の世に諸佛賢聖の護持なさる、

清淨潔白の禁戒を受持した人が何時の世ても人王と生れて安樂自在を得るのです。斯様に申すとそんならは國王と生れた人はみな佛教を信せられそうなものであるのに、一向佛教などと知らぬ國王があるとはどういふ譯であらうか、餘りにそれは佛法へ引付た最負の引倒てはないか、佛法といふものは漸く三千年後以前にあられたもので、それより前には如來清淨の禁戒は無かつたものである、然るに國王はそのヅ、ト前よりあるものであるから、如來の禁戒を受て國王となるのじやとは、如何にもコシ付論ではないかといふ人がありませうかなれども、それは誠に淺薄なる考へてあります。元來佛法といふものはお釋迦様によりて始まつたものではなく、佛法の眞理は天地と俱にこの宇宙に充ち塞り居るものにて、何れの世何れの時に於ても増減のなき所のものであります。その佛法をば斯様々々と名義を付されたのが佛教の名相といふもので、何にもお釋迦様が一として辨へなされたものはありませぬ、依て茲に如來清淨の禁戒とあるのは、天地固有の眞理とさへ見て置ば疑は起りませぬ、その禁戒とは前にも申した如く十善戒三聚淨戒であります、謂

ゆる三聚戒とは、一切の戒律を謹慎に謹持して餘す所のないのと、一切の善法をば残らず學び行ふこと、一切の有情とを悉く愛憐して利益する所の大慈心とであります、この十善と三聚戒との原因がなくては國王とはなられませぬ、前世に一切の律儀を護持なされたる因縁があればこそ、一國の法律を一手に掌握なさるの、果報が來り、前世に一切の善法を修行なされたる因縁があればこそ、一國の政教を一身に總轄なさせらるゝの果報が來り、前世に一切の有情を愛憐なされたる因縁があればこそ、一國の人民と自由に主宰なさるるの果報が廻り來たのであります、佛となるにも亦この十善及び三聚淨戒等を持たなくてはなられぬから、この禁戒を護持したる功德は廣大無邊なるが故に佛の如くに國王をも尊重せよとの事てあります、凡そ世の中に何が貴いとて道法を修行したる功德ほど貴いものはありませぬ、諸の功德が聖天子の御一身に聚り居るのであるから、その國民たる者は無上の尊敬を表せなくてはなりませぬ、國王は是の如き廣大の因縁あるが故に、その國民として國王の聖慮に違ふて罪を得るもの、聖意に順じて福を得るもの、俱に響の聲に應

するが如く、その果報は観面であるなどの佛意てあります。されば佛教信者たる者はこの佛意を奉じて、我が聖王廣大の恩徳を知り、益々報恩謝徳の御奉公を致さなくてはなりませぬ

國王の恩 (をはり)

明治廿七年十二月七日印刷

定價金二錢

講述者 東京芝區愛宕町一丁目二十番地

高田道見

東京々橋區加賀町十四番地

丹靈源

印 刷 者 東京々橋區和泉町一番地印刷所

北澤久次郎

發行所 東京々橋區加賀町十四番地

國母社

版權
所有

天下唯一通俗佛教新聞

毎水曜日發行

○發行編輯

丹靈源

○主任記者

高田道見

明治二十七年二月七日初號發刊(總かな附)

今や佛教主義の新聞雑誌數少なからざれど或は高尚に失し或は卑近に流れ或は雜駁なるもの或は宗派の機關なるものゝみ間に或は普通的のもの無きにはあらずされど本紙の如く高尚ならず卑近ならず通俗にして而も純粹に通佛教の要義を論議解釋し且つ世人の疑問に答へて眞に佛學の指南となり僧俗の益友となるものは獨り我が通俗佛教新聞あるのみ依て本社は精神界中の活動となり佛教社會の耳目たらむことを期す

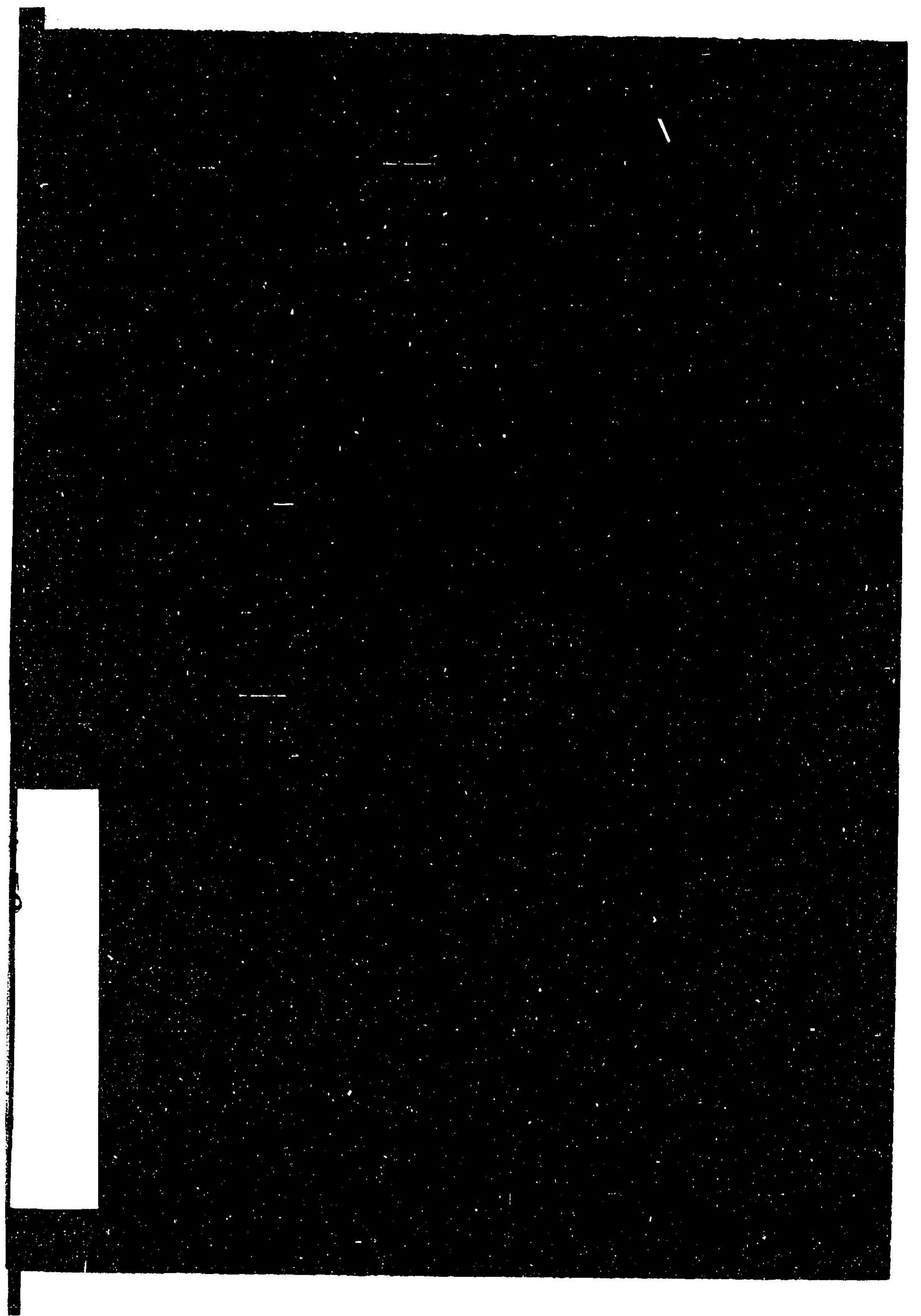
○本紙定價壹部(十六ページ)郵稅共金貳錢五厘○壹ヶ月前金拾錢○六ヶ月前金五拾五錢○壹ヶ年前金壹圓○爲替は東京銀座郵便局宛○見本は五厘切手五枚○壹ヶ月以内は五厘切手の代用も不苦○初號より完備し居るにより讀者の都合にて幾號よりも要求に應す○郵便差出は總て本社宛の事

發行所

東京市京橋區加賀町十四番地

佛教新聞社

皇國圖書增刊
法輪寺轉平



特50

796

国王の恩

国立国会図書館

019438-000-2

特50-796

国王の恩

高田 道見/著

M27.12

ABG-0147

